

地域農業のために活動する団体を支援します!

農家の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など地域農業を取り巻く環境は、年々厳しくなっています。そのような問題を解決するためには、地域で出来ることを話し合い、地域の実情に応じた地域営農の仕組みを確立することが必要です。

地域農業の維持や発展のため、地域が抱える問題を、地域自らが解決するために活動する団体(営農活動推進団体)を支援します。

「営農活動推進団体」の要件

- ・人・農地プランの作成地区の中で、持続的又は安定的な体制が構築されている組織(団体)
- ・団体に関しての規約を制定し、団体名義の通帳により運営している。
- ・構成員が5名以上で、代表者及び役員を選出している。

支援内容

事業計画の承認後、一団体10万円を助成

※助成後3年間は、その活動内容を報告する必要があります。

【支援する活動内容】

- ・農地を集積するための「農地集積活動」
- ・新規作物を導入するための「試験栽培活動」
- ・耕作放棄地を解消するなどの「耕作放棄地解消活動」
- ・新規就農者や農業後継者の育成するための「担い手確保活動」
- ・農作業の受託作業を行う「農作業受託活動」
- ・営農活動などの研修会を計画するための「研修活動」
- ・その他、地域農業の振興に必要な「その他活動」



【問い合わせ先】
農業振興課 農政係
Tel 65-8417 (直通)

肝付町農業経営安定助成金

肝付町の将来の農業を担っていく能力があると認められる新規参入者及び農業後継者の農業経営安定へ向けた支援を行い地域の農業を支える担い手農家を育成する助成金です。

◆助成対象者の条件

新規参入者等のうち、以下に定める要件に該当する者で営農意欲が高く、将来地域の農業を担っていく能力があると判断できる者

- (1) 肝付町に住所を有する者
- (2) 6月末現在で経営を開始してから1年以上3年以下の就農実績がある者
- (3) 経営開始時に年齢が50歳未満の者
- (4) 認定就農者、認定新規就農者又は認定農業者である者
- (5) 直近の営農実績(確定申告書・B表)が提出できる者
- (6) 経営主である者
- (7) 町税等の未納のない者
- (8) その他必要に応じて町長が定める事項

◆助成額 1人あたり50万円

◆助成金の申請方法等 お問い合わせください。

◆その他

- 審査会で審査を行い、助成金の交付又は不交付を決定することになります。
- 助成金を受けた方は、3年間の営農状況の報告が義務付けられます。

◆申請書類の提出期限 平成30年8月31日(金)

◆申請書類の提出先 肝付町役場農業振興課

- 助成金受領後に離農や町税等の滞納があった場合は、助成金の一部返納等が求められます。

◎ 問い合わせ先 農業振興課 農政係 電話番号 65-8417 (直通)

